⑯　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⑰　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当するときは、単体、共同企業体の構成員全てに入札説明書４．⑹に定める技術者とは別に、４．⑹に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑹②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で現場に配置することとする。

・九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した一般土木工事のうち平成17年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定表の評定合計の平均が73点未満のとき

⑱　本工事は入札工事説明会を行う試行工事である。

⑲　本工事は工事関連電子データ（設計報告書等）の提供を行う試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件に満たしている者又は、次に掲げる条件に満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年６月14日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から鶴田ダム施設改造工事に係る特定ＪＶとしての競争参加の資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成８年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

・単体又は特定ＪＶの代表者として、堤高15ｍ以上のコンクリートダム本体工事又は、減勢工新設工事を自らが設置したコンクリート製造設備により40,000㎥以上製造した工事の施工実績を有すること。（砂防ダムは施工実績として認めない。）但し、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年度以降に、⑸に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　ダム工事統括管理技術者の資格を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。（入札説明書参照）

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項等

⑴　総合評価及び落札者決定方法　入札参加者は、価格及び本工事における工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項及び施工上配慮すべき事項をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～70点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（①～⑤）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。

○評価項目及び評価項目毎の配点（合計100点）

◆施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）

②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③－１　台座コンクリートの品質確保と締切工及び既設構造物との水密性を確保する施工方法

１　台座コンクリートの不分離性の確保：10点（５段階評価）

２　台座コンクリートと締切工（戸当たり金物）及び既設構造物（堤体、フーチング）との水密性を確保する施工方法：５点（５段階評価）

③－２　堤体削孔の精度向上と振動低減に関する施工方法

１　堤体削孔の精度向上策：４点（５段階評価）

２　一般部の堤体削孔時における振動低減に繋がる施工方法：８点（５段階評価）